

令和3年度第13回協働支援会議

令和3年11月16日（火）午前10時

オンライン会議

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、松井委員、竹井委員、則竹委員、伊藤委員、
山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、丹野主任、植木主任

藤井座長 それでは、会議開始の所定の時間になりましたので、ただいまから第13回協働支援会議を始めたいと思います。

本日はオンライン会議で行っております。あらかじめ委員の皆様に事務局のほうから配付されました議事次第にしたがって議事を進行してまいります。

議事は、今日は二つ予定されております。1番目が一般事業助成について。そして、2番目の議事がその他ということになっております。

それでは、まず定足数の確認ですが、定足数、委員の過半数を確認できますので、これをもって会議は成立したとすることができます。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 では、配付資料について確認させていただきます。本日配付しました資料、二つございます。

まず、資料1、一般事業助成制度のメンテナンスの方向性（案）。

資料2、各項目の事務局（案）。

こちらの二つになります。皆様、お手元にありますでしょうか。

ありがとうございます。

藤井座長 それでは、議事の一般事業助成について、事務局からまず説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から資料に沿ってご説明させていただきます。そのご説明が終了しました後に、皆様からご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

前回ご協議いただきました内容をまず資料1のメンテナンスの方向性（案）に落とし込んでおりますので、そちらをご覧ください。協議が終了したものについてはグレーの網か

け、本日ご協議いただく項目は黄色い網かけとなっております。また、色がついていない項目は、主に書類のレイアウト変更を検討しておりますので、次回以後とさせていただきますと思います。

まず、グレーの網かけですが、前回は目的、対象活動、対象団体、交付額、助成の制限、評価方法、助成事業の公開についてご協議いただきました。このうち目的以外の項目につきましては、皆様のご意見を踏まえ、すべて変更なしとさせていただきます。

目的については、わかりやすい端的な表現で手段と目的を明確にした文章との宿題をいただいております。本日はこの目的に加えまして募集期間、対象経費、評価基準についてご意見をいただきたいと思っております。

それでは、目的についてです。宿題について、こちらは盛り込む情報が多くなりますと文章が冗長になってまいりますので、なるべくそぎ落とせるものはそぎ落としまして、必要最低限となるよう事務局で再度検討をさせていただきました。

その修正案を読ませていただきます。「地域課題を解決し区民の生活をよりよくするために、社会貢献活動への協働推進基金を活用した助成を通じて、NPO等団体が安定した事業活動を行うための支援を行う。」こちらは区民の福祉の向上というところは、助成金の原資でもなっております協働推進基金の条例で掲げている目的となりますので、そのことが明確になるよう文章の初めに持ってまいりました。

福祉向上という言葉はわかりやすい言葉にということで言い換えをしております。

前回団体の育成という言葉について、皆様からさまざまな形のご意見をいただいたのですが、実は前回の修正案でも文章中では育成ではなく支援という言葉を用いておりました。今回の修正案でもそのまま支援という言葉は使わせていただいております。

ここで補足なのですが、今申し上げた目的につきましては、募集要項ですとか周知チラシ、区民の方ですとか、応募を検討される団体向けの説明などで広く使わせていただきたいと考えている表現になります。

こちらを前置きさせていただくというのは、内部で設けております要綱ですとか要領。こういったところでの用語や表現、文章といったところでは、誤解ですとか誤認というのを生じにくい文章で説明することが求められます。そのためよく言えば正確性を追究した文章。また、裏側から言えば、冗長で複雑な文章ということにもなるかと思うのですが、そのような文章が求められるところになりますので、最終的には庁内の文書法制係という文章の文言ですとか表現を確認する部署と確認した上でということにはなりますが、

要綱、要領などのところで使う際には、こちらと内容は全く同じなのですが、単語の定義なども盛り込みながらいわゆる行政的な文章とさせていただきたいと考えております。

続きまして、募集期間のほうに参ります。今年度の一般事業助成は、前年度の末でしたが、3月22日から3月31日までの開庁日、8日間を事前相談期間。4月1日から12日までの開庁日8日間を申請受付期間といたしました。事前相談期間は、例年申請期限の間際で駆け込みの相談が多くありますので、申請期間より前にも相談できる期間を設けますことで申請書類の補正を減らして、職員との相談を増やし事業をブラッシュアップさせた上でご申請いただきたいということを目的に期間を設けておりました。

しかし、残念ながら相談実績というものがないので、事前相談期間というのを特段設けない方向で行くと考えております。こちらは期間を設けないというだけで、もちろん事前に相談がありましたらこれまでどおり対応はさせていただきます。

また、申請受付期間なのですが、こちらはこれまでに申請の方から期間が短いといったご意見等は特に伺っておりません。このため、暦の関係での多少の日程の前後はあるかと思うのですが、同時期の同様の期間とさせていただきたいと考えております。

続きまして、対象経費についてです。こちらは資料2をご覧ください。こちら左側の表が現行の制度、右側が事務局案となっております。前回皆様のご意見を取りまとめた中で、組織基盤や事業実施体制の強化につながるような経費の検討、予算書の簡略化といったご意見をいただきました。

そこで、事業の実施体制の強化につながる事業への助成という説明がつく経費、どのようなものがあるかというところを検討させていただいたのですが、改めてこの対象経費となっている経費を見ましたところ、ここにはない経費が出て来たとしても事業に関連すると判断できれば、その他諸経費で計上できるような仕組みとはなっております。

このことから新たな経費の項目を追加するのではなく、事業への関連をどのように判断するのかといった点にかかっていますので、各団体の申請内容に応じましてこちらは臨機応変に判断していきたいと考えております。

このほか見直せるところがないかと考えまして、改めて人件費について検討いたしました。現在人件費は、事業費の20%以内と制限を設けております。こちらはNPO活動資金助成という一般事業助成の前段の制度から一般事業助成に変わる際に、過去の申請において人件費が事業費に占める割合を確認しまして、当時の協働支援会議での協議を経て決

められた割合となっております。

今回、同様に一般事業助成となった平成30年度から令和3年度までの申請22件を確認しましたところ、団体が本来申請しようとしていた人件費の事業費に占める割合の平均値というのが25.2%になっておりました。団体構成員の人件費の計上というのを認めておりますのが、実は区の助成事業の中でもこちらの一般事業助成だけになりますので、既に団体に寄り添ったような制度というところはあるかとは思うのですけれども、人件費をもう少し認めてほしいとの団体の声ですとか、今申し上げたように過年度の状況を踏まえまして、割合を20%から25%に引き上げたいと考えております。

これをもし引き上げた場合の懸念としましては、団体によってはむやみに人件費を計上してくる可能性があったりするのではないかと考えたのですけれども、こちらは過去の申請を見ましても22件中11件は、上限に届かない申請となっていること。また、申請される際に事務局が計画書と照らし合わせて、必要な人件費なのかどうかというところは確認させていただいているところがございますので、むやみに人件費だけを多く申請してくるという可能性は低いと考えてよいのではないかと考えております。

このほか予算書の簡略化というところですが、こちらは経費の種類ですとか、その一方でレイアウトの面から簡略化する方法があるかと思えます。レイアウトについては後日改めてお示しいたしますが、経費の種類というのは、団体の事業予算の内訳が適正かどうかの確認。また、精算を最後にいたしますので、そちらに支障がないところという点で考えますと、現在のものから項目を減らすというのは困難かと考えております。

このため項目を減らすのではなく、何かをまとめられないかと考えました。そして、唯一なのですけれども、まとめても影響が少ないというところで、消耗品費と印刷製本費を一つの項目にまとめました。こちらをまとめた理由なのですけれども、これまで団体がチラシを作成するときに、費用をどのように分けるのかわかりづらいというところが多々ございました。

このため団体にとっては、こちらは紛らわしい項目なのではないかと経験上思っておりましたので、今回この2種類を同じ項目として扱えるようにしました。

さらに、対象経費の例というところなのですけれども、これまでは団体自身のPRに関するパンフレット。こういったものは対象外経費に書かれています団体の機関紙などに当てはまるとして基本的には対象外とさせていただいておりました。

しかし、団体のことをより多くの方に知ってもらいまして、活動の参加者ですとか、寄

附を募れるように定期的な刊行ではない団体の紹介パンフレットやチラシであれば、一般事業助成で実施した事業を活動紹介していただくというのは条件といたしますか、前提としてそういったものは掲載するものであれば認めていきたいと思えます。

続きまして、評価基準に移らせていただきます。こちらにも左側に現行の評価基準を掲載しております。評価基準も元年度の一般事業助成の事業の選定終了後に、協働支援会議で見直しを行いまして、申請書類に記載する項目との対応ですとか表現、文言整理をさせていただきますまして現在のものとなっております。

今回の目的ですとか対象団体、活動の変更などに合わせて基準を追加や削除というものを予定しておりましたが、これまでの協議を踏まえますと基本的に現行の評価基準で過不足はないのかと思えます。その上で目的としておりますところの安定した事業活動を行うための支援をすべき団体。そちらを見きわめるための評価として、赤字のところを検討したところになります。赤字のところは、いずれも資金に関する基準となっております。

(8) が収支予算の適正さ、(10) は団体の経営状況を評価するものとなっております。

変更した箇所は、(10) にございました自ら資金確保に努めているかという文言を(8) に変えたところがございます。このように変えた理由なのですけれども、団体が安定した事業を行うために経済基盤の強化というのは必須だと考えております。営利目的ではないNPO等団体にとりましては、多様な資金の獲得方法があると資金が安定しやすいというふうにも言われておりますので、一般事業助成では対象経費にファンドレイジング費を入れておまして、助成金以外の資金獲得方法にチャレンジしやすい制度という仕組みをつくっております。

このため申請する団体には、ファンドレイジングをぜひご活用いただきたいと考えているところなのですけれども、実際に過去の申請状況を確認してみますと、先ほどの人件費と同じく平成30年度から今年度までの22件の申請のうちファンドレイジングの費用を計上しているところを確認しましたら、そのうち9件が申請でファンドレイジング費を計上しておまして、全体の半数以下となっております。

そうした対象経費がせつかくございますので、自ら資金を獲得するための団体の取り組みを評価基準に反映させてはどうかと思い、赤字のような修正案としてみたところがございます。

このほか目的に合わせまして、もし検討すべきところがあるとしたら、このような評価基準だけでは、この文章だけではわかりづらい。または着眼点、どういったところの視

点で評価をしていったほうがいいのかといった基準、視点について、全体のバランスですとか、重視すべき項目などを念頭に置いた上で、評価を行う上で必要な基準、各基準の配点、そういったものを見直すのが必要ではないのかなというふうに考えてございます。

評価基準について、最後に1点補足させていただきたいのですが、評価基準の(11)をごらんください。こちらも念のためご説明なのですが、評価のこの基準というのは基本的に加点方式をとっておりますが、この(11)はほかの基準とは異なりましてマイナスとなっております。こちらは前年度に事業を実施した団体が、再度同じ事業を申請しまして、前年度の継続事業と判断された場合に、その実施した事業の実績を評価するために設けている基準となっております。そのため継続事業の申請にのみ適用されている基準となっております。

事業の実績というのは、団体にとって有利に働く要素でもあるかと思っておりますので、初めて申請される団体との公平性という点において、こちらだけ減点方式となっております。

長々のご説明させていただきましたが、事務局からは以上となります。ご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

藤井座長 詳細に資料の説明をしていただきました。かなり個別の詳細点にかかわる説明でしたので、これからそれぞれの各項目について、皆さんの所見を、ぜひご意見を承りたいと思っています。今回は目的、募集期間、そして対象経費、そして評価基準の4項目について見直し検討をしていただきました。どうでしょうか。まず項目ごとに進めていったほうがよろしいでしょうか。

まず、目的については、今回は基本的には変更を前回の議論を踏まえた修正案という形で出させていただいておりますが、この点についていかがでしょうか。先ほどご意見の際には、わかりやすい表現をというご意見があったと私も承知しているのですが、いわゆる公の文章ということでその内容です。過不足なくというか、不足なく示す必要があるということで、どうしても複雑な文章、内容にならざるを得ないという、そういうお話もあったのですがいかがでしょうか。

読み上げるまでもないのですけれども、2行ちょっとですが、これはいかがでしょうか。
事務局 竹井委員が賛同していただいているようですが。

藤井座長 いいということですか。

竹井委員 そうです。竹井です。特に反応がなかったので、私は大丈夫ですということをお伝えしたかったです。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 前回お話のありました地方自治の基本的な目的で住民福祉ということがよく上げられるのだけれども、その福祉という言葉のこのワードをもうちょっとわかりやすく。それは生活をよりよくするためということに言いかえてはという、そういうお話もあったと思います。そして、社会貢献活動への助成ということも書かれていると。そして、安定した事業活動の遂行。これが三つの大きな項目だろうと思いますが、いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか、ご発声がないということであれば。

よろしいですか。では、目的はこれでいいということで工夫していただいたと思います。

それでは、2番目の項目で募集期間についてです。これも変更はなしということですが、その事前の相談期間については随時対応すると、柔軟にその都度、個別事情に応じて対応するという、そういうご提案でしたが、この点についてはいかがでしょうか。

どうでしょう。この点も基本的に変更なしで柔軟に対応されるという。そうしたことが盛り込まれているということではよろしいでしょうか。これ、よろしいでしょうか。

皆様のご了解をいただいたということで募集期間についても。竹井委員、いいということですか。

竹井委員 拍手しました。

事務局 拍手をありがとうございます。

藤井座長 続いて、第3番目の項目、対象経費について。これは資料2で詳しくというか、現行とそして改正案についてのご説明を対照させて事務局案を出していただいております。この点について、幾つかの赤字で書かれてあるところが、今回の事務局案での改正点ということですが、まず最初に人件費についての説明が順序としてはありました。現行が、人件費が20%、それを25%に引き上げると。この引き上げの根拠としては、過年度の一般事業助成についての実績を勘案したということであったと。過年度の状況を見る限り、この25%を引き上げることで逆に需要を促進する、そういうことが潜在需要を引き上げる。そういう問題・課題が新たに生まれるのではないかということについても検討されたということで、それについても過年度の実績を見る限りそういう懸念はないということで、25%への引き上げということをご提案されました。

そして、もう一つ項目についてですが、対象経費の項目をこれも事業の実態に即して簡素化と、あるいは使い勝手がいいというか、できるようにということで消耗品、印刷製本費。統合しても現状変更で大きな何か問題を引き起こすという、そういう懸念がないとい

うことで消耗品と印刷製本費を統合されたと。実情実態に即して統合を図られたということでご説明がありました。また、事業助成を掲載したパンフレットについても、含むということで今回の事務局案を出されました。これについてはいかがでしょうか。

どうでしょうか。せつかくですからご意見をいただきたい。人件費を25%に引き上げるということは、これはどうなのでしょう。関口委員。

関口委員 ここは何点か対応していただいていると思うので、まず1点目のその人件費の話はありがたい話だと思いますので、根拠としてはもう一つ最低賃金の話も前回したような気もするのですけれども、とにかく最低賃金がどんどん上がっているの、私も別の国の補助金の審査とかもしているのですけれども、もうそっちのほうとかは1,000円までしか出ないのです。そうすると多くの地域で最低賃金を割ってしまう。多くの地域とって全国規模だとそこまでまだまだ1,000円未満の地域も多いのですが、それでも都市部だと超えた分は自己負担というのですから、それもそれで何か最低賃金法違反を何か誘発するような何か定めになっていて、何回か直したほうがいいですとは言っているのですけれども、この新宿区に立ち返ると東京都の最低賃金も1,041円でしたか、今。

という感じになっていますので、やっぱり本当にここ数年の人件費、あと福利厚生。今回はそこまでは対応しなくていいとは思いますが。社保料とか各種社会保障関係の経費もどんどんどんどん上がって行って、保険料も。本当に経営は大変になっているのですけれども、そういったことをもろもろ含めるとやっぱりNPO活動はもちろんボランティアにも支えられているのですが、雇用や謝金ベースのいわゆる有償の人に依存するというか、よるところも多くて、NPOの資本とは何なのといったらほぼ人的資本なので、やっぱりその人的資本にかかる費用というのを見ていただかないと、結果としていい活動ができないということは前々から言われているのですけれども、なかなか人件費に助成が出ないという。

これは多分日本の今の補助金・助成金の課題の一つで、少しずつそれが変わってきているという潮流にも乗っかっていただけなので、もう一声と言いたいところですが、まず一歩として25%、4分の1と区切りもいいですし、ありがたいかなと思います。

もう1点、ほかの費目についてなのですけれども、別に新たに認めてほしいというわけではないのですが、例示のところとかで実際にたしか何か去年というか今年とか、前回、前々回の団体とかも何か書いていたような気がするのですが、活動に当たってかかる経費の種類が少しずつやっぱりポストコロナでは変わってくると思っていて、例えばウェブ会

議システムは無料版でも40分までできますけれども、やっぱりまともに活動するならしっかり有料版を契約しなければいけないとか、クラウドのさまざまなサービス。NPOでも使っているのですけれども、そういうクラウドサービスの利用料とか、かかるのです、そんなに高くないのですけれども、月額1,000円とか3,000円とか。それで1年間契約したら1万円とか2万円とかかかってくる、かさばってくるのです。

だから、そういうのも何か多分その他諸経費とかに含むのかなとは思っているのですけれども、ウェブ会議システムの費用も助成してくれるのだとか、オンライン上のファイル保管のサービスの利用料も出してくれるのだとか、そういうのがわかるといいかなという。それはもう含まれているならそれを正しく伝わるように例示も現代風というか、ポストコロナ風に改めていただけると、いわゆるレガシー的な紙と手作業という団体もあれば、もうこれからはどんどんデジタルシフトしていくと思うので、NPO活動が。そういう感じも入れていただければいいかなと思いました。

以上です。

藤井座長 これについては事務局としてはいかがでしょうか、今の関口委員の。

事務局 今おっしゃられていること、非常にそうだなという思いがある反面、やはりちょっと悩ましいところでもあるのですけれども、通信費や光熱水費だとか、団体の直接的な団体の組織運営にかかわるようなところというのは、基本認めていない中で、ここで書かれている通信費というのが、例えば電話回線をこの相談事業のために引きます。そのため、この事業にしか使わない経費ですというのが切り分けられる料金というものになってしまうところがありまして、今おっしゃられていたようなウェブ会議システムのところとかそういったもの。なかなか切り分けが難しいようなものについて、検討は事務局の方でもしっかりできていないところです。そういったものを切り分ける方法があるのかとかいうのも含めてここは研究したいと思います。

藤井座長 いかがですか、関口委員、そういう切り分けということです。確かにでもウェブ会議システムも団体契約するとかなりの額というか、ある程度の額になります。むしろ今あまり郵送するというのあまりかからない。それと比べるとやっぱりそうしたデジタル対応の経費がかかるということもあるのですが、実態に何か即したような対応ができる何かアイデアがあればというお話だったと思いますが、いかがでしょうか、ご経験も踏まえて。

関口委員 流れでもう少しお話しさせていただくと、こういったところの判断で多分前

回話題になった育成的な視点が盛り込まれたことが効いてくると私は思っているのですけれども、それはあくまで事業助成ですということはそのとおりだと思います。だから、別にその助成期間内の費用を例えばウェブ会議システムにしたって、その分を出せとは私も言わないのですけれども、ただ厳密に言えば切り分けられないというのは、それはおっしゃるとおりなのですが、ただパンフレットの作成とか、先ほどお話のあった中でも助成事業を掲載していればパンフレットは、費用は認めてあげるといこととかを踏まえれば、助成事業に全く使わないのにウェブ会議システムの費用を計上したらこれはだめですけれども、助成事業にウェブ会議システムをちゃんと使っているなら、別にウェブ会議システムの契約はどの道しなければいけないので、それを多少団体の理事会に使っていたとしてもそれは別に。

むしろそれがデジタルサービスのいいところというか、むしろ有効活用で、団体がその助成金を活用して助成事業をしっかりとやるのと同時に、ほかの事業とか団体の組織運営をブラッシュアップできるのであれば、それは何か少しおおらかに見ていただくというのが、あえて目的というか、団体育成の底上げを盛り込んだ意味も出て来るのかなとか思うのですけれども。

藤井座長 いかがでしょうか、事務局のほうは。

事務局 そうすると恐らく今の関口委員のお話だと、通信費というよりはアカウントの使用料とかそういったところのお話ですよ。

関口委員 そうですね。だから、電話代とかはいいと思うのですけれども、切り分けが難しい、どう見ても按分しなければいけないので。ただ、だから期間で区切れるもの。クラウドサービスとかは、おおむね年払いか月払いとかでそこは選べますので、月払いで助成期間の分だけこっちに計上するとか。これはほかの自治体のとか、私も民間の助成金の審査とかもやっていますけれども、別にそれはよくある話でして、その助成期間の7月から翌年3月の分だけ月1,000円掛ける9カ月、9,000円計上とか。

これは今後の新しい時代の活動応援というのを考えると、むしろそういうところにお金がかかれば新たにかかってくるのです、逆に言うと効率化もできるのですけれども。今までの郵便代もどんどん上がっていて、配達スピードもどんどん落ちている中で、それだったらメールで送ったほうがいいのか、もう1個言おうと思っていてさっき言い忘れたのですけれども、例えば広告費とかチラシというのについても、もう紙の広告を打つよりかは、SNSの広告とか、あと検索エンジンのリスティング広告とかそういうのを出したほうが

有効かもしれないのです。

例えば新宿区、子育てとかで検索したときに、その助成活動の検索広告とかが出て来るというほうが、よほど本当にその何か広く薄くばらまくよりかは、本当に困っている人たちにリーチできるということもあるので、例えば広告費もその他諸経費で。困ったときのその他諸経費で出せるのであれば、そういうデジタル広告関連とかもだから例示で、さっき言った何か例えばこういう新しい。これまでのレガシーの経費の例と、何か新し目のポストコロナの経費の例とかを幾つか追記していただけると、ああ、なるほどなという。こういうお金の使い方もあるのだなと団体も学んでいくと思うので。

藤井座長 ありがとうございます。今、関口委員からお話があったのは柔軟に、特に対象外経費の例のところ、ポストコロナの事業の実情実態に即した例示を挙げるということ、もうちょっと工夫してはいいのではないかと、そういうご意見だったと思います。

特にこの欄外のクレジットのところ、先ほども説明のときにも繰り返しお話がありましたが、対象経費はすべて事業に直接かかわるものに限るという事業との関連性というのが重要である。

そこではたしか先ほどの説明で事業継続にかかわる、そういった観点からも考えるというお話もあったと思うのですが、なかなか今ここでは答えは出ないと思いますが、もうご検討というか、アイデアをお考えいただいてということだと思っております。ほかの委員の方はいかがでしょうか、これに関連してでも結構です、ほかの観点から。

では、平野委員、お願いします。あと山田委員、その続けてですが。

平野委員 平野です。ちょっとお伺いしたいのですが、人員経費25%ということと、例えば事業費の専門員みたいなものの人を雇用したときの費用というのは別ということよろしいのでしょうか。

事務局 こちらはあくまでも人件費で計上していただくのが団体構成員。それ以外の方については、その他謝礼に基本的には計上していただくような今つくりとなっています。

平野委員 つまりそうするとその他謝礼を加えると25%ではなくて、例えば30%も40%も構わないということですか。

事務局 そうですね。正直なところそういう計上の仕方はいくらでもあり得ます。例えば相談業務をしたいというようなところだと、もうほとんど事務用品とかはそんなにかからず、ほとんど一番かかってしまうのが人件費。その相談を受ける方の電話の対応をされる方だったりということになってくると思うのです。そういったところを団体でどのような立場

の方なのかというところで切り分けていただくようにはなります。

平野委員 そうするとその相談員の例えば謝礼金の中の管理費というのは、例えば福利厚生だとかの費用というのは、それは25%の中とはまた別にその事業費の中で対応しているということですか、事業費の謝金という科目の中で？

事務局 これはあくまでも謝礼となつてまいりますので、その専門員の方を完全に雇用して常勤職員としてやるとなると、団体構成員のほうに入れていただくようなことになるかと思うのです。

藤井座長 平野委員。

平野委員 それだと私が質問した事項としては、自団体で人を雇用した場合は、この謝金の対象外であるということですか。

事務局 その雇用が常勤の方、団体構成員として主にその事業だけでなく団体のことについてもやるということであれば団体構成員というところになってくるのですが、このあたりの切り分けは団体にこの方がどういうふうな働き方をされるかというところで、ケースバイケースで決めていくような形にはなってしまいます。

関口委員 関口です。これ、そういう話が出て来るからシンプルにしたはずで、私の記憶が正しければ。要は雇用契約があるかどうかです。だから、雇用したらそれは最低賃金とか労働基準法が適用されるので人件費で、雇用契約のないいわゆる有償ボランティアみたいな方とか、講師謝礼とかは謝金と謝礼みたいな。それは雇用ではないから最低賃金を守らなくてもいいし、1日500円でも別にそれは違法ではないので。

ただ、雇用としてやったならしっかりお金は払ってください。そのかわり25%までこちらも見ますという、そういうたてつけで整理したと思うので。雇用するかどうかという、ほぼその1点と言ってもいいと思います。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 事務局のほうで補足的に何か説明されることはないですか、よろしいですか。

事務局 関口委員のおっしゃるとおりです。

藤井座長 平野委員、いかがでしょうか、今の。

平野委員 いや、そういう考え方ならそれはそれでいいのだけれども、私どもが地域包括支援センターとか相談業務だとかを受託するときに、それは人件費ではなくて事業費で区別しているから、相談業務をやるときに。新宿区がそういう考え方ならそれはそれでよろしいのではないのでしょうか。

藤井座長 山田委員、先ほど挙手されていましたが。

山田委員 よろしいですか。委員でありながら区の部長というようなところもあるので、こうしたところを発言してしまいますと、なかなかやっぱり区の方針なり方向のお話になりかねないなと思って、なるべく最後に発言しようと思っていました。

それで、先ほどの関口委員のご質問、ご意見のところであったポストコロナとかウィズコロナということ的前提とした事業対象の費目、あるいはその対象経費の例の部分では、なるべくその方向に寄せていったほうがいいのかなのというのが、総体として私はそういうふうに捉えています。

ただ、他方でやっぱりこの事業の中で補助対象とすべきなのか、どうなのかというところが、ある意味確定申告の家事按分みたいのところと同じような話で出て来るのかなと思ってお話を伺っていた部分もあります。

それで、今日多分すべてのことを整理できないでしょうし、また最終的にはこの一般事業助成の手引きの中で表現していくところになりますので、もう少し例えば幾つか同種の助成金を出している自治体の募集の案内なんかでも、そういうようなところをどんなふうに表示しているかみたいのところなんかもしサーチもさせてもらって、なるべくウィズコロナ、ポストコロナということに寄せた形で最終手引きの具体的なレベルでの紹介できるような、そんな方向で一つでも二つでも表現していければというふうに今感じていますので、事務局、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

藤井座長 ありがとうございます。事務局のほうはいかがですか、今の。

事務局 承知いたしました。

藤井座長 ちょうど本当にウィズコロナ、ポストコロナでいろんな試行錯誤というか、制度であったりスキームを変えるというのは、いろんな団体で取り組まれていることだと思いますが、そうした他の取組事例であったり、それを十分勘案しながら新宿区の制度の設計に取り組んでいただくと、そういうことだろうと思います。

いかがでしょう。ほかに対象経費についてのこの変更、事務局案についてご意見、ご質問。

松井委員、お願いします。

松井委員 松井です。ありがとうございます。まず一つ目は、先ほどからお話の出ている時代に即したというところは、ぜひご検討いただきたいというところがあります。それ

から、細かいことでもし可能であればというところを二つお伝えします。消耗品と印刷製本費を一緒にしていただいたのは書く欄というか、項目が減ってとてもよかったと思うのですけれども、そもそもその製本というものが多分今ないんじゃないかなと思うので、印刷費でもよろしいのではないのかなと個人的には思いますので、皆様のご意見をお聞きしたいというのが1点。

それと最後の表の下のところの対象経費はすべて事業に直接かかわるものに限るというところは本当に大事なところだと思うので、この後、印刷をするに当たってアンダーラインか、もしくは太字で書いていただくと、よりわかりやすいのかなということを感じています。

以上でございます。

藤井座長 いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。印刷製本費、もともと区の予算科目とかでは印刷製本費というのがずっと綿々と使われている項目で、もともとのかつくりのときがそうだったのかなとは思いますが、おっしゃられるようになかなか製本というのもなくなってきているところはあるかなと思うのですが、この項目名は皆さんにわかりやすくなるのが一番だとは思いますが、例えばここで何が計上しているのかなというのを見ていただくのが対象経費の例ですとか、対象外の例というところになってくると思っていますので、念のため精算とかの関連もありますので、そちらも確認した上で決めさせていただきたいと思えます。

藤井座長 いかがですか、それと欄外の。

事務局 欄外ですね、こちらも強調して。これは募集要項とかではなく、別の実施要領の中で決められているところから持って来てしまったので、フォントは全部同じものになってしまっています。募集要項のときにはおっしゃるとおりここが非常に重要ですよというところが、ポイントとなる、わかるように強調させていただきたいと思えます。

松井委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

藤井座長 ほかにどうぞ、お気づきの点やご質問はいかがでしょうか。伊藤委員。

伊藤委員 皆さんが言われた中でやはりコロナ後、コロナの最中といいますか、世間一般。国もそうですけれどもデジタル対応だとか、そういう形が入ってきて、それが今後新宿区の中でも関口委員が言われたようにいろいろなものにデジタル対応されている。ウェブ会議システムによる会議とか出て来ているわけで、その何らかの形で日常業務との切

り分けをして経費で認めるようなものと考えていってほしいと思います。

また、それをやることによってNPOの体質強化にもつながると思っているから、やっぱりこれを、按分をするのは難しいかもわかりませんが、そういう方向性を取り入れていくことが必要であると思います。

以上です。

藤井座長 ありがとうございます。重ねて各委員からDXへの対応ということについての検討と考慮ということをご意見として出ていますということです。

ほかはいかがでしょうか。もしよろしければ今こうしたご意見を踏まえて、改めて事務局案をリバイスしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、続いて項目で評価基準です。同じく資料2に現行とそして案の二つが出されています。今回改正は(8)番目と(10)番目の項目で資金に関する項目であると。これは先ほど来お話にも出ています、委員のご意見やご質問に出っていますが、団体の基本的な経営戦略にかかわることで重要な項目である。とりわけ近年の傾向としては、助成金以外の資金確保が非常に重要で、しかも新しい資金確保のチャンネルというか、ファンディング等の対応ということもあって、そのことを考慮に入れてこのように工夫された、項目の変更、修整されたというふうにご説明があったと思います。

また、併せてそれぞれの項目についてのスコアリングが付されていますが、このスコアリング、配点基準の見直しとまではおっしゃっていませんが、この検討も必要かというようなサジェスションもあったと思いますが、いかがでしょうか、この点についてご意見やご質問があればお願いします。伊藤委員。

伊藤委員 この(8)と(10)に関して、今までどんなふうに私が判断したかと言いますと、(10)は経営状態ということなので、1番目に重要なことはBS(貸借対照表)、PL(損益計算書)から持って来て判断していた。そこに資金確保に努めているのかという形が入っていますので、それでこの(10)番目を判断していただいていたわけですが、今度は(8)の申請した企画内容と照らして経費見積もりが適切であり、自ら資金確保に努めているという、こういう文言になったときにこれの後半部分。自ら資金確保に努めているということを考えたときには、この申請した事業に対して。

事務局 そうです。

伊藤委員 という判断しかできないので、下のほうの今までその団体の経営状況、それから経営者の方々の考え方というのが反映されてこないような形になってしまうので、そ

れをどうしていこうかな。どんなふうに形で団体に確認していくのかなというような懸念を抱いているところなのですから。

以上です。

藤井座長 どうもありがとうございます。伊藤委員の今回のこの（８）と（１０）のこれをリシャフトされたところについての特に（１０）団体の経営状況の健全についてはかかる指標というか、この点。ここに１０項目はこれとフォーカスされているのですが、この点についてはどのような。評価基準の中身ということでしょうか。何かこれはどのようにとらえられているかということだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 やはり過年度の状況を見たときに、もともとファンドレイジングにかかるような寄附集めだとか、そういったところに取り組んでいらっしゃるというところは、きちんとこの申請書にも書いてくださっている方という印象があります。

実際のところ、９件今までの中ではファンドレイジング費を計上している団体があったのですけれども、いずれもやはりちゃんと組織の運営としてしっかりやられているところが、やはりこういったところも出してきていらっしゃるという印象が、その９件だけ見ますとありました。

なので、ここ、消してしまったところを別に（８）に自ら資金確保に努めているは入っているんで、（１０）は消さなければいけないということではなく、ここでまた復活させてもよいかとは思っているのですけれども、私のほうで考えていましたのが、少なくともこの事業単体だけでもそういった取り組みがやれるようなそもそもの姿勢があるようなところは、団体としてももともとそういうことをやろうとしている。

ただ、そういった感覚が今までなかったところの団体が、この事業でこういうこともできるのだということを経営のほうにフィードバックできるというか、そういったこともあってもいいのかなというところで、両方に入れるのではなく今回（８）にずらしたような次第でございます。

藤井座長 事務局のこの変更の趣旨というか、ねらいについて重ねて説明していただいたわけですが、伊藤委員、いかがでしょうか。

伊藤委員 事務局の言われていることもわかります。このところが、（８）と（９）が相乗効果というか、両方が相まっているのだ。日常の活動の中とか、通常の活動の中でファンドレイジングをやっていると、そういうことが通常の中でやっていると経営状態をよくするための活動ととらえると（１０）になってしまう。

このファンドレイジングを今回この事業に応用している。こういう形でファンドレイジングをしますとなると、それで（８）に該当していくわけだ。だから、先ほど事務局も言われたけれども、切り分けというの、それがちょっと難しい。両方に来てしまうから、それをうまく取り入れられる方法で文言としてあればいいなと思っています。

事務局 ただ、恐らくここは実際に評価していただくための確認書類というものが、それぞれ異なっているのだと思います。（８）ですと事業の収支予算書で、（１０）ですと団体の活動計算書ですとか、そういったものというところから皆さん、評価していただくのかなというところ。

なので、伊藤委員のおっしゃっているところと事務局のほうの案でかなり同じ方向は向いていると思いますので、あともし特にこの切り分けですとか、そういったところがやっぱり相乗効果の部分もあるのだからというところであれば、（１０）のほうにこの自ら資金確保に努めているというのをまた復活させる。どちらにも入れるというのも案としてはあってもいいのかななんていうのを今思ったところなのですが、皆様いかがでしょうか。

藤井座長 いかがでしょうかということですが。この項目の順番とか、その変更というのもあるのですか。例えば（８）と（１０）を一体的なものとしてとらえるということであれば、そういうことも考え得るのですか。

事務局 そうですね。

藤井座長 いろんな観点からどうぞ皆さんのご意見とご所見をいただければと思います。逆に事務局のほうからこういう提案というか、こういう可能性、こういう案もあるというお話でした。関口委員。

関口委員 私はお送りいただいたのでいいかなと思いました。というのは、一般的にこの手の評価基準というのは、事業助成の場合事業の中身に関することと、それを実行する団体の全体に関することという組織要件みたいなのと大きく分けて二つあって、ご提案いただいた案だと（１）から（８）までと（１１）がある意味で言うと事業の内容、中身に関すること。（９）と（１０）がいわゆる組織の組織要件といいますか、団体全体にかかわることという形で整理がよくできているのですが、現行も（９）と（１０）がある意味で組織要件と言ったら組織要件なのですけれども、全体を見ている。申請された事業内容だけではなくて団体のほう。

私もよくホームページとか見るのですけれども、団体全体としてどんな事業をやっている、ホームページに計算書類とかが乗っかっているかどうかとか、役員が誰かとか書いて

あるかどうか。それははっきり言うとだから助成事業とは関係ないです、直接には。

だけど、その団体がこの事業をやるかどうかとか、やったとして効果的にやるかどうかというのを見ているというのが（９）（１０）ですかねというところなので、たしかどこかの段階でこの（１０）についてはどう評価したらいいのかというのが、配点が多い割に何かまいちよくわからないというのが、特に公募区民の方からご指摘があったような気もするので、それは確かに私も何か同感だったのです、当時。

なのでちょっと配点を下げて、だから健全かどうかというのは、例えば計算書類とかを見れば貸借対照表に借金まみれとか、年間の収入がこれまで１０万円しか、何なら５万円しか収入が稼げていないのに、今回の事業で何か寄附金を、１００万円を集めるような計画を出してくるとか。それは誰がどう見ても健全ではないし、無理でしょうというのがわかると思いますので、今回でより組織要件は少し控え目にして、事業内容をしっかり見ますというのがわかりやすくなるから、私はこれでいいのかなと思いました。すみません、何度も。

藤井座長 関口委員のご所見です。このままでいいのではないか、詳しくご説明というか、ご意見をご説明いただきました。事務局のほうとしていかがですか、関口委員のご所見。

事務局 もともとのところで行きますと、関口委員がおっしゃってくださったようにその事業要件。私はそこまでのしっかりした分析でお話ができなかったのですが、そういったところをしっかりと見ようという意図はありましたので、そこがくみ取れるのではというご意見をいただいたのはありがたいのですが、とはいえ皆様が実際に評価していただく段階のときに、実際にこれで点をつけられるのか。そういうどこを見たらいいのかというのがわからなくなるような形ではよくないと思いますので、皆様、さまざまなご意見。ほかの委員のご意見も伺えたらと思うのですが、いかがでしょうか。

藤井座長 いかがでしょうか、皆さん。

山田委員、どうぞ。竹井委員もご発言の挙手をされていますか。

竹井委員 はい、今しました。

藤井座長 竹井委員からでよろしいですか。竹井委員、ではお願いします。

竹井委員 竹井です。２、３意見としてあるのですが、最初チャットのほうで今の関口委員の話でも僕は大丈夫かなと思って、（８）、（１０）は分けるべきではないかとちょっと発言をさせていただいたのですが、今よくよく関口委員とかの話も聞いて

いて、例えば経営状態が健全であるということが数値的なものという、定量的なもので判断ができるのであれば、もうこれは多分見る人が、誰が見ても多分一緒の答えなのかなと思うので、もしそういったことをこの（10）で望んでいるのであれば消してもいいかな。

消してもいいかなというのは、後ろ向きな消してもいいかなではなくて、もう事務局側でこれは加点ができてしまうところなのかなというふうなすごくドライな発言として。例えば借金まみれといっても、例えばこれは健全であると言う人もいれば、いや、これは健全ではないと言う人が、何か尺度が結構ばらけてしまうような気がするのです。

もしその経営状態というところをある数字で判断するのであれば、もうその前のフィルターでこれ、抜いてしまってもいいのかなと思うので、ここで評価するというよりもその以前でもうある程度フィルターをかけて、もうこの事業の団体はもうプラス最初から5点ですという話でも僕はいいのかなとまず思いました。

あと何か加点として結構今回（8）は何でこんなことを書いたのだろうと実はずっと思っていたのですけれども、先ほどの説明の中で、事務局の方がいろいろ見ている中でそういう団体はしっかりしているというところはわかったのですが、もう少し僕も区民からしてやっぱりそういうところにちゃんとお金を使ってもらいたいと思うので、そういう本当にお話であれば、もう少しその加点というのを僕は増やしてもいいのかなと思います。結構今の話（10）を不要にしてしまって、15点に（8）をするのでもドライな発言としてはいいのかなと思いました。

というところでさっきチャットでした意見と、だんだん自分で考えながら変わってしまったのですけれども、定量的に判断できるものとかそういうことで（10）を上げたのであれば、これは、僕は抜かしてしまって、（8）に15点をつけてもいいのかなと思いました。

以上です。

藤井座長 ありがとうございます。山田委員。

山田委員 山田です。私は基本的には先ほどの関口委員と同じ意見であり、また竹井委員の意見を受けてというようなところでちょっと発言をさせていただければと思います。この（1）から（8）まで、また（11）までというところが、今回の申請に当たって団体が助成対象の事業についてはどういうふうに具体的に考えているのか。あるいは、その実行可能性をどういうふうな形で我々が評価していくのかということ、それぞれの評価基準の中で評価をしていくという、そういうものかなというふうに思っています。

この（８）はその中でとりわけご提案をいただいた企画内容がお金との関係、収支との関係において適正な収入手段を確保し、かつ質のところもきちんとした支出の計画を立てていますということ判断する部分かなというふうに思って、そのところを今回加点も含めてある程度強調してはっきりさせるのであれば、申請した企画内容書と照らして、例えばですけれども、適正な見積もりがなされており、かつ収入のほうも適切な資金計画となっている。そういうようなところがはっきりと書かれた上で支援会議に出ている話かなというふうに私自身は考えています。

もう一つ、団体の経営状況の確認なり、健全度の判断というところなのですが、ここは竹井委員がおっしゃられたように例えば財務諸表なり何なりというようにところで、いろんな準備をやりながら、当該申請団体の経営の健全度ということをはかっていくのかなというふうに思っています。

NPOを中心とした一般事業助成に対する評価ということではなくて、例えば指定管理というような中で株式会社さんなんかが入ってくるようなところだと、評価委員のところに公認会計士さんに入っていて、公認会計士さんの意見を聞きながら大体評価にかかわる委員の皆さんが評価点をそろえていただいて評価点をつけていただくというやり方をとっているところなのですが、たしか過去の議論の中でNPOの財務諸表みたいなものは、株式会社のものとは結構違って難しいのだというようにところを関口委員の方でご発言でいただいたところもあるかと思っています。

そうすると一律この（１０）の項目を評価基準から落としてしまうのではなくて、やはりNPOの活動に長けている先生方に見ていただいた上で、かつ意見交換をしていただきながら、項目として残した上で団体の経営の健全度。そのことを評価点としてつけていただくほうがよろしいかなというふうに思っています。

その際に今回事務局原案から団体の経営状況が健全であるかどうかというところだけで決めてしまっているのですが、とめるというやり方もあれば、団体の経営状況が健全であり、余り長くなってしまってもいけないのですが、多様な手段を確保するなど経営の安全に努めているだとかというような、その辺のところまで言い切ってもよろしいのかなというようにところが一委員として感じたところです。

引き続き委員の方々のご意見も賜ればというふうに思っております。

以上になります。

藤井座長 ありがとうございます。今この（８）、（１０）の項目の内容、そしてある

いはこの項目の扱い、あるいはスコアリングについても関口委員、竹井委員、そして山田委員からそれぞれの観点からご意見が出ました。ほか、皆さん、いかがでしょうか。統合も含めてご意見がありました。また、さらにその評価に際しての工夫と申しますか。これは山田委員からのご意見ですが、指定管理の制度の際のその評価に際しては公認会計士などの専門家を入れて、その評価を踏まえて議論をしてスコアリングをそのまま残す。

そして、さらに（１０）番目の項目についても経営状況は健全であり、多様な資金確保に努めるなど経営の安定に努力しているという、そういうようにより明確にすることがいいのではないかと申してお話もありました。

それと逆に竹井委員のほうからは、むしろ（８）、（１０）をもう統合して、団体の経営状況の健全というのは、もう客観的に定量的に把握することができるのだから、その客観的な資料です。評価資料として付した上で（８）、（１０）を統合して１５の配点がいいのではないかと申してお話でした。

関口委員は基本的には事務局案のとおりでいいのではないかと申ご意見、ご所見でした。いかがでしょうか。

それぞれ重ねてのご意見を伺っても結構です。伊藤委員は最初このご発声いただいたのですが、いかがですか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 （８）と（１０）はやっぱり必要だと思うのです。この（１０）のほうから言ってしまうと、経営状況というのは何で判断するかというと、さっき言いましたようにＢＳとＰＬしかないと思うのです。そうするとその連続を見れば、その企業がどんな形で運営されているかわかると申思います。

次の（８）のほうは、事業内容と照らしたもので、その経費や見積もりがどんなになっているか。その経費で持ってくるお金。例えば団体が出すお金もあるだろうし、ファンドレイジングでとってくる金もあるだろうし、そこら辺を見ていくのがいいのではないかと申思います。

（１０）は、できたものでしかない。それをどういうふうに取り上げていくかが必要なもので、この（８）と（１０）のこれはこのままでもいいと思うのです。だけど、先ほど言ったように、どんなふうに見ていくかははっきりしていけばいいのではないかなと申思います。

以上です。

藤井座長 ありがとうございます。いかがでしょう、ほかにご意見は。

改めてですが、竹井委員、どうも。(8)と(10)を統合してはというお話、ご意見を伺ったわけですが、それに対して各委員、こういうご所見があったわけですが、それを聞いてどうぞ、竹井委員、お願いします。

竹井委員 そうですね。皆さんの意見もやっぱりわかった上でもう一度なのですけれども、やはり(10)は伊藤委員もおっしゃられたとおりPLとかを見る話だったらみんな多分一致するのかなと思っていて、その一致することに加算するのはちょっとどうなのかなというのはいまだにちょっと残っていて、むしろその(8)が本当に重要であればそっちのほうにあげるというところなのかなと思っています。

ただ、(10)の話をもう少しつけ加えさせていただくと、例えば私が見た場合とか伊藤委員が見た場合に、それぞれおのおの何か違うようなものが発生する。定量的なものではなくて定性的に何か分かるようなそういう観点をもし(10)に盛り込むのであれば、これはやはり必要なかなと思います。

ただ、先ほど言ったみたいに経営状況、誰でもわかるようなものを単純にみんなで判断するのであったら、やはりどうなのかなというのが私の意見になります。

藤井座長 ありがとうございます。事務局、いかがですか、今各委員から本当に多様なご意見が出ていますが、今日ここで決まるというわけではないので、またということだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 皆様のご意見、まさに関口委員が先ほどおっしゃられたように、元年度の振り返りのときに大分皆さんで議論していただいたところなのです。やはりそのときも竹井委員がおっしゃるようによく、悪いか、ではないですかというご意見もありましたし、あとそもそも公募区民で最初にご意見を寄せられた方は、なかなか見れないものを素人が見てもわからないから、どういうふうに評価していいかわからないというところから始まったのですけれども、結局皆さんでいろいろと議論していただいた結果、区の助成として事業をやっていただくに当たっては、やはり途中で何かあつてはいけないというか、それなりにちゃんとした組織としてまず成り立っているところにしっかりお願いしたいというところから、そういった団体の経営状況というのを見るのは必要でしょうと。

やはりそれは評価の中に項目に入れておくべき。さらに、その団体の経営状況をどのように見ていったらいいかわからないということであれば、今もやっておりますが事前協議を一次評価の前に行い皆さんのご意見を伺ったりしているのですけれども、そういったと

ころで議題としてご質問などを上げていただいて、皆さんでそういったNPOの活動計算、バランスシートとかそういったものというのが、通常の株式会社のものとはやはり違って負債といますか、赤が多いからもうそれでだめな団体というわけではないのだというのが、専門の委員からお話があって、そういったところの見方は専門でよく見られている方からこのところは大丈夫そうです、こういったところが多分問題ですということをお教えいただきながら一次評価をしようということになりました。

なので、私としては、そのときもそういった定量で片がつくものだから要らないのではとか、専門の方を入れたらいいのではないかという話も皆さんに協議していただいたのですが、その結論がやはり皆さんのご協議の結果というところになるかと思っておりますので、できましたらそちらを尊重してこれを分けて、配点も5点なのか、0点なのかでいいんじゃないのという話もありましたので、そういった評価でもよろしいのではないかなとは思っているのですがいかがでしょうか。

藤井座長 いかがでしょうか、事務局からのですが。平野委員。

平野委員 ありがとうございます。こちらの評価のところの経営の状態なのですけれども、私もこの新宿区のこの協働支援事業の2年間の申請書を見ると、内容的にあまりよくないのはいっぱい出ていて、だけどそれは今事務局がおっしゃるとおりNPOはそういうものでもいいのだ、可能性があればいいのではないか。あるいは、そういう持ち出しをすること自体の精神が大事なのだということをおっしゃるならば、株式会社だとか営利企業とは違うまた基準が必要だろうから、それをあらかじめ分けてこのような掲載をしていただいたということに対しては、私は何も異存はございません。

以上の意見でございます。

藤井座長 ありがとうございます。先ほどこれまでのご議論の中で伊藤委員、そして山田委員からも、そして竹井委員からも定性的なそうした考慮というのが、この10の項目の中でかかわるといいます。この項目にそういう文言を入れて説明をよりすることで、その(8)との差別化というか、識別できるようなそういう説得性を評価する基準として提示することは、十分意義があるのかなというふうには各委員のご意見を聞きながら、そういう集約が可能かなという気はするのですが、いかがでしょうか。

則竹委員、何かご意見を承れば。

則竹委員 則竹でございます。私の意見は、ちょっとこれは難しいなと思っていて、もうあまり意見というのなかつたので発言しなかつたのですけれども、ただ皆さんがおつ

しゃるように（10）について、財務状況というよりも経営状況という書き方をされていますので、必ずしも財務的な内容ばかりでなくて、例えばですけれどもちょっと特殊な事例かもしれませんけれども、例えば大きな訴訟を抱えている団体だとか、そういった何かリスクな団体という場合に、じゃあ、財務状況はいいのだけれども、将来何かその訴訟によって大きなマイナスが出て、事業継続が危ぶまれるようなそういった問題が、仮にですけれども申請してきた場合に、ここをどう評価するかという一つのそういった要素。

だけど、そういうのが、我々がわかるのかということ、ちょっとわかりかねるところもあるし、そういったエビデンスというのですか。そういった情報が与えられるのかどうかということも。そこまで評価するというのがこの会議の目的、あるいは使命なのかどうかということもあろうかと思えます。

だから、この会議自体が申請された事業に対する評価であって、その母体である団体に対する評価というのは、そこまで要求されると加重ではないかなという気もするので、例えばそのところは区のほうで責任を持って見るとか、竹井委員の意見もそうかもしれませんが、切り分けとしてはあるのかもしれないなど。

だから、団体の評価にまで責任を負えるかということ。だけど、もしそうであるということであれば、（10）はそういったもの。必ずしも財務的なもの以外の評価もあり得るので、私は残したほうがいいのかというふうに思った次第です。

以上です。

藤井座長 どうもありがとうございます。

では、松井委員はこの今の議論についてご所見をいただければ、何かありましたらどうぞお願いします。

松井委員 松井でございます。いろいろとお聞きしていて、私としては（8）と（10）は残して、（10）はあつたほうがいいのかと思っています。内容に関しましては、いろいろとご意見を承っていると、まだいろいろと今の段階ではまとめられないのかなと思っているのですが、藤井座長がおっしゃっていたようにこの方向性として考えていただければなというのが、今の段階の私の意見でございます。

以上です。

藤井座長 各委員のご意見を一巡伺ったわけですが、これを踏まえてまた次回以降の会議でこの評価基準について。重要な事項ですので、改めて事務局案というか、今のご意見を集約するような形で出していただければと思うのですが。

課長、お願いします。

地域コミュニティ課長 縷々ご意見いただきましてありがとうございます。今回基準に関して、(8)と(10)のところ、特にご意見をいただいております。事務局のほうで次回までにしっかりとその辺、出て来たご意見をどの程度反映して最終的な基準としてという案をまとめさせていただきたいと思っておりますので、ちょっとお時間をいただいております。ありがとうございます。

藤井座長 では、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

今振り返って今回の修正点です。全般的に改めてご意見やご所見があればお願ひします。目的、そして募集期間、対象経費、評価基準についてですが、いかがでしょうか。

もしよろしければ、また次回以降の会議で改めてたたき台が出た段階でご意見を承ればと思ひます。

それでは、続いてですが、その他についての事項ですが、その他事項はございますか、事務局。

事務局 一つ事務局のほうからご連絡させていただきたいことがありますので、こちらのお時間でご案内いたします。

例年、新年に行っております新宿区の賀詞交歓会についてのご報告になります。令和4年につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止することとなりました。この式典中止にかえまして、区長、議長の新年のご挨拶というものは、令和4年1月5日から区の公式ホームページにて動画配信されることになっております。よろしければ皆様、そちらをご覧くださいと思ひます。

こちらについてのご報告は以上となります。

藤井座長 これは何か一応議事ですのでご質問があれば。よろしいですか。

それでは、引き続きですが、次は次回開催ですか。

事務局 次回についてご案内させていただきます。次回につきましては、令和3年12月14日火曜日。お時間が午後2時からとなっております。議題につきましては、本日に引き続きまして一般事業助成制度についてご協議いただきたいと思いますと思っております。

開催方法です。本日同様オンラインでと考えておりますので、また近くなりましたらパスワード、ミーティングIDと併せてご案内させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

藤井座長 どうも。2時間の所定の時間以内におさまったのですが、議論が出て中身の

濃い会議になったと思う。ほかはよろしいですか。

では、次回開催が12月14日午後2時からオンラインで行うということです。

今日は以上で会議を終了してよろしいでしょうか。よろしいですか。

では、皆さん、どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。活発なご議論をいただきました。

事務局 ありがとうございます。

— 了 —